

公益社団法人京都府看護協会名誉会員に関する規程

(名誉会員の被推薦者)

第1条 定款第5条第2号の規定による名誉会員の被推薦者は、京都府看護協会の会員歴が通算25年以上（三職能統合前の部会も含む）で、年齢が満70歳以上の者のうち、次のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 協会会長3期就任した者
- (2) 協会理事又は監事に通算6期以上就任し、若しくは協会事業の発展に顕著な功績があった者

(名誉会員の推薦)

第2条 名誉会員の推薦は、常務理事会、地区支部又は職能委員会から推薦のあった者について、理事会で審査の上決定するものとする。

(名誉会員の顕彰)

第3条 名誉会員に対しては、定款細則第3条の規定のほか、総会や記念式典に招待する。

(会費の免除)

第4条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(総会における権利)

第5条 名誉会員は、総会に出席する権利を有するが議決権は有しない。

(選挙権等)

第6条 名誉会員は、役員の被選挙権及び選挙権を有しない。

附 則

この内規は、平成19年3月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年11月16日一部改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月15日に一部改正し、同日から施行する。

名誉会員推薦調書

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名		年 齢	歳
現住所			
所属地区			
所属施設			
資 格	保健師 助産師 看護師 准看護師		
会 員 歴			
役 員 歴	期 間	役 職 名	

推 薦	推薦年月日	年 月 日
	地区支部又は職能委員会 代表者氏名	印